

## 計画比較表

## (現行計画)

- 1 改定の趣旨
  - (1) 計画の位置付け
  - (2) 計画の期間
  - (3) 計画の推進体制
- 2 基本認識
  - (1) 行政の責務
  - (2) 行政の創造性・主体性の発揮
- 3 基本目標
  - (1) 同和地区並びに同和地区住民に係る施策
  - (2) 市民全体に係る施策
    - ア 「人権・同和教育」の推進
    - イ 人権擁護・相談事業の充実
    - ウ 基本的人権の尊重を基底とした行政運営の推進
- 4 推進体制
  - (1) 推進体制の整備
  - (2) 職員の資質向上
  - (3) 施策の情報公開
  - (4) 施策の計画的な執行
  - (5) 自主的運動団体やNPO等との緊密な連携
- 5 今後の施策の方向
- 6 基本計画指針
  - (1) 女性
  - (2) 子ども
  - (3) 高齢者
  - (4) 障がい者
  - (5) 同和問題
  - (6) 外国人
  - (7) HIV感染者・ハンセン病患者等
  - (8) 北朝鮮当局による拉致問題等
  - (9) 犯罪被害者等
  - (10) その他



## (改正案)

- 第1章 計画改定にあたって
  - 1 計画改定の趣旨
  - 2 計画改定の背景
    - (1) 国際的な潮流
    - (2) 国の取組
    - (3) 県の取組
    - (4) 本市の取組
  - 3 計画の位置づけ
  - 4 計画の期間
  - 5 計画の基本理念
- 第2章 施策の内容
  - 1 あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進
    - (1) 家庭における取組
    - (2) 学校等における取組
    - (3) 地域社会における取組
    - (4) 企業等における取組
  - 2 特定職業従事者に対する人権教育の推進
    - (1) 市職員
    - (2) 教職員等
    - (3) 保健、医療、福祉、消防関係職員等
  - 3 重要課題への対応
    - (1) 同和問題
    - (2) 女性
    - (3) 子ども
    - (4) 高齢者
    - (5) 障がいのある人
    - (6) 外国人
    - (7) HIV感染者・ハンセン病回復者等
    - (8) 北朝鮮当局による拉致問題等
    - (9) 犯罪被害者等
    - (10) インターネットによる人権侵害
    - (11) さまざまな人権課題
- 第3章 計画の推進
  - 1 計画の推進体制
  - 2 計画の進捗管理

## 《改正のポイント》

1. 現行計画を踏襲しながら、新たな課題や内容を盛り込んでいく。
2. 施策の柱を明確にし、それに沿って内容をまとめていく。
3. 人権教育・啓発は、まず家庭から、そして学校、地域社会、企業等、あらゆる場を通じて進めていく必要があるためその取組について盛り込んでいく。
4. 基本認識・基本目標にある同和問題の内容を引き継ぎながら整理し、あらゆる人権課題の基底として位置づける。
5. 益田市人権施策推進委員会、益田市人権・同和問題解決推進委員会の役割を明確にするとともに、計画の推進体制を整備する。